⑵　市町村分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.54
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.41
1,000,000人を超える数	0.44
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.25
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.16
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.07
同上88,000人を超える数	－0.11

［削る］

⑵　市町村分の「人口減少等特別対策事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の二関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.60
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.45
1,000,000人を超える数	0.44
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.24
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.15
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.08
同上88,000人を超える数	－0.11

附則別表第十二の五

⑴　都道府県分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.50
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.50
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.65
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.69
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.58
6,000,000人を超える数	0.50
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.90
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.89
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.88
同上900,000人を超える数	0.84

⑵　市町村分の「臨時経済対策費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.74